

## ガイドライン FAQ (案)

平成 20 年 8 月 29 日  
国際協力銀行

ガイドライン FAQ (案)	論点 No.
<p>Q . 環境レビューにおいて適合を確認する、世界銀行のセーフガードポリシーと国際金融公社のパフォーマンススタンダードとはどのようなものですか。</p> <p>A . 具体的には下記となります。</p> <p>世界銀行のセーフガードポリシー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境アセスメント (OP 4.01)</li> <li>・ 自然生息地 (OP 4.04)</li> <li>・ 害虫管理 (OP 4.09)</li> <li>・ 先住民族 (OP 4.10)</li> <li>・ 物質的文化資源 (OP 4.11)</li> <li>・ 非自発的住民移転 (OP4.12)</li> <li>・ 森林 (OP 4.36)</li> <li>・ ダムの安全管理 (OP 4.37)</li> <li>・ 国際水路 (OP 7.50)</li> <li>・ 紛争地域 (OP 7.60)</li> </ul> <p>国際金融公社のパフォーマンススタンダード</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会環境アセスメント及びマネジメントシステム (PS1)</li> <li>・ 労働者及び労働条件 (PS2)</li> <li>・ 汚染の防止・削減 (PS3)</li> <li>・ 地域社会の衛生・安全・保安 (PS4)</li> <li>・ 用地取得及び非自発的住民移転 (PS5)</li> <li>・ 生物多様性の保全及び持続可能な天然資源管理 (PS6)</li> <li>・ 先住民族 (PS7)</li> <li>・ 文化遺産 (PS8)</li> </ul>	<p>論点 3</p>
<p>Q . 国際協力銀行の環境ガイドライン第 1 部 5 .( 2 ) に「環境アセスメント報告書等以外に国際協力銀行が環境社会配慮確認のため借入人等から入手した文書」とありますが、どのようなものがありますか。</p> <p>A . それぞれのプロジェクトの性質に応じて様々な名称、内容、形式のものがあります。以下に限られるものではありませんが、例えば、環境管理計画、大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトにおいては住民移転計画、先住民族に影響を及ぼすプロジェクトにおいては先住民族計画などが考えられます。</p>	<p>論点 9</p>

# ガイドライン FAQ (案)

平成 20 年 8 月 29 日  
国際協力銀行

ガイドライン FAQ (案)	論点 No.
<p>Q . 国際協力銀行の環境ガイドライン第 2 部 1 . において、「プロジェクトは、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない」とありますが、重要な自然生息地または重要な森林とはどのようなものですか。</p> <p>A . 世界銀行のセーフガードポリシーの定義を踏まえ、重要な自然生息地の考え方については以下のように認識しており、また重要な森林は重要な自然生息地と認められた森林地域をいうものと認識しています。</p> <p>重要な自然生息地</p> <p>(1) 既存の保護区及び政府が公式に保護区候補地としている地域、伝統的な地域コミュニティが保護されていると認識している地域、こうした保護区の存続に欠かせない条件を有する場所など。または、</p> <p>(2) 生物の多様性保全に対する適合生が極めて高いことが知られている地域、希少種、危急種、移動種、または絶滅危惧種にとって重要な地域。</p>	<p>論点 17 追加 6</p>
<p>Q . 国際協力銀行の環境ガイドライン第 2 部 1 . において「プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、先住民族に関する国際的な宣言や条約の考え方に沿って、土地及び資源に関する当該先住民族の諸権利が尊重されるとともに、事前に十分な情報が提供された上での自由な協議を通じて、当該先住民族コミュニティの合意が得られるよう努めなければならない。」とありますが、先住民族に関する国際的な宣言や条約にはどのようなものがありますか。</p> <p>A . 先住民族に関する国際的な宣言や条約には、以下の宣言、条約が該当します。これらは、先住民族の権利等に関する国際文書ですが、ガイドラインが遵守等を要求するプロジェクト実施国の法令や世銀セーフガードポリシー等の国際基準には該当しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 先住民族の権利に関する国際連合宣言(United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples)</li> <li>- 独立国における先住民族及び種族民に関する条約(Convention concerning Indigenous and Tribal Peoples in Independent Countries) (通称：国際労働機関(ILO)169 号条約)</li> </ul>	<p>論点 21-1</p>
<p>Q . 原子力発電プロジェクトに関して、原子力発電関連資機材等の輸出に係る安全性の確保等の観点からの確認はどのように行われるのですか。</p> <p>A . 国際協力銀行は、原子力発電関連資機材等の輸出案件に係る融資の検討に際しては、経済産業省に対して、当該輸出案件に係る安全確保等に関する</p>	<p>論点 24</p>

## ガイドライン FAQ (案)

平成 20 年 8 月 29 日  
国際協力銀行

ガイドライン FAQ (案)	論点 No.
<p>配慮の確認を求めています。経済産業省では、当該輸出案件が輸出先国において、原子力事故や放射性廃棄物の不適切な処理処分等につながらないよう、安全確保、放射性廃棄物対策、原子力事故対策等の観点からの適切な配慮のもとに行われる輸出であることを確認しています。</p>	
<p>Q . 経済産業省による安全性等の確認はどのような項目について行われるのですか。</p> <p>A . 経済産業省による安全性等の確認は、相手国・地域が安全規制を適切に行える体制等を整備していること。安全確保等のために整備されている国際取決め等を受け入れ、それを遵守していること、輸出する機器等の製造者が、輸出機器等の品質確保や輸出後長期間にわたる当該機器等の保守補修及び関連研修サービスを適切に行っていくことが自らの責務であるとの認識のもとにこれに積極的に対応していくこと、の3項目について行います。</p>	論点 24